

船浮地域情報通信基盤整備推進事業委託業務に係る企画提案書募集要領

1 目的

本公募は、竹富町からの委託を受け、船浮地域における光ファイバ網による超高速ブロードバンド(以下、「光ブロードバンド」という。)環境の整備及び保守運用、通信サービスを一体として提供する事業者を、企画提案方式により選定することを目的とする。

2 対象地域

本事業の対象地域の範囲は、次のとおりとする。

船浮地域

3 委託業務の内容

企画提案は、下記の業務について提案書を作成して提出するものとする。なお、詳細については、別紙要求水準書等を参照すること。

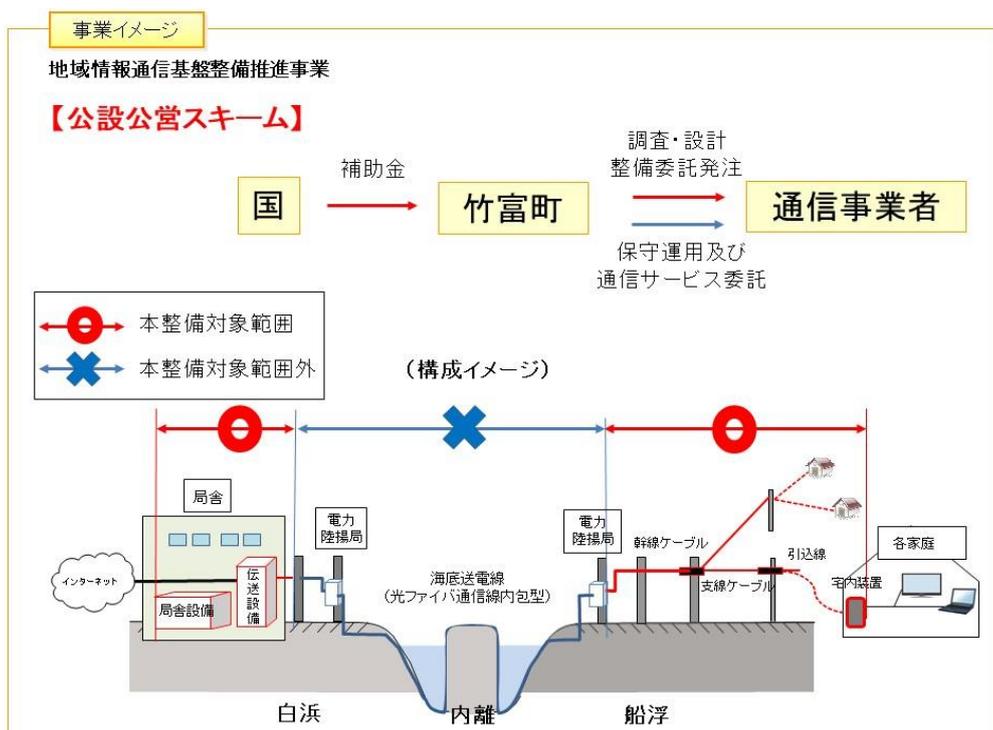
(1) 光ブロードバンド環境の整備

対象地域において、光ブロードバンドサービスを提供するため、西表島内の局舎(※1)から局舎への引込柱(※2)、船浮地内の海底送電線陸揚局(※2)から各家庭等までの間で、施設及び設備の調査、設計、設置等、必要な光ブロードバンド環境の整備を実施する。(本事業のイメージは、以下の図のとおり)

なお、西表島と船浮地区を結ぶ中継伝送路については、本整備の対象外とし、別途沖縄電力株式会社が整備を行う海底送電線(光ファイバ通信線内包型)を利用する計画とする。

※1 竹富町字西表(白浜地域)内に、伝送設備等を設置する場所を新設

※2 沖縄電力株式会社が所有する施設



(2) 保守運用及び通信サービス

本公募により選定され、光ブロードバンド環境の整備を実施した者（以下、「選定事業者」という。）と、光ブロードバンド環境を整備完了後に、保守運用及び通信サービスに係る委託契約を締結することを想定している。

4 整備期間

契約締結の日～令和4年3月31日

5 整備費上限額（予定）

整備費全体 158,202千円（税込み）

対象地域における光ブロードバンド環境の整備費について、上限額の範囲内で積算書を作成すること。整備費の内訳は、詳細（項目、数量、単価等）まで記載すること。

なお、当該上限額は、本企画提案のために設定するもので、契約に係る予定価格を示すものではない。

6 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する登録電気通信事業者であること。
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 沖縄県内に本社又は支社（支店を含む）を有する事業者、若しくは複数の事業者で構成される形態（本公募においては「共同企業体」という。）であること。共同企業体については、構成員のうち1者は、沖縄県内に本社又は支社（支店を含む。）を有する者であること。
- (6) 直近3年間において、法人税及び沖縄県における法人住民税、事業税に滞納がないこと。
- (7) 直近3年間において、日本国内における通信サービス（光ブロードバンドサービス）を継続して提供している者であること。
- (8) 対象地域における光ブロードバンド環境の整備完了後、継続して通信サービスを提供できる者であること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を満たしている必要がある。
 - ア 全ての事業者が上記の（2）から（4）及び（6）の要件を満たしていること。
 - イ 事業者の1者以上が上記の（1）及び（7）から（8）の要件を同時に満たしていること。

7 応募方法

企画提案に係る応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

(1) 応募書類

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 業務実績書（様式4）※応募資格(7)が明記されていること。
- オ 積算書（様式5）
- カ 執行体制（様式6）
- キ 事業計画（様式7）
- ク 質問書（様式8）
- ケ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ
- コ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 登記事項証明書の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(3) 提出方法

郵送にて期限内に到着するよう送付すること。

(4) 提出部数

提出部数は、(1)の「ア 応募申請書（様式1）」及び「ケ、コ その他の書類」については1部とし、「イ～キ」の応募書類については10部とする。

(5) 提出期限

令和3年4月26日（月）午後5時必着

(6) 提出場所

〒907-8503
沖縄県石垣市美崎町11番1
竹富町役場 政策推進課

8 審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置して書類審査、又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。ただし、応募者多数（おおむね5者以上）の場合は、政策推進課において書類審査を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。また、応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査、又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

9 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

10 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集期間

令和3年4月12日（月）～ 令和2年4月26日（月）

(2) 質問受付

令和3年4月12日（月）～ 令和3年4月16日（木）

質問書（様式8）を電子メールにて提出すること。

※提出先：ryo-kikumoto@town.taketomi.okinawa.jp（担当：喜久本）

(3) 応募締切

平令和3年4月26日（月）17時00分

(4) 企画提案審査

令和3年5月上旬（予定）参加者へは決まり次第通知する。

(5) 審査結果通知

令和2年5月上旬（予定）

(6) 委託契約締結

令和2年6月中旬（予定）

11 その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

(3) 提案件数

提出する企画提案書は、1事業者当たり（共同事業者含む）1案に限るものとする。

(4) 応募の無効

募集要領に適合しない応募は無効とする。

(5) 事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成3年竹富町条例第15号）第1条第1項に規定する町の休日を除く、9時から17時までとする。

12 提出先及び連絡先

竹富町役場 政策推進課（担当：喜久本）

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番1

TEL:0980-83-0507

FAX:0980-82-6199

E-mail：ryo-kikumoto@town.taketomi.okinawa.jp